

## 2025 年度からの多子世帯への授業料等無償化について

2025 年度より多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償となります。

**【支援対象】** 生計維持者が扶養する子の数が3人以上である多子世帯

申込時点の市町村民税情報に基づき確認されます。多子世帯の判定は、日本学生支援機構（以下 JASSO）がマイナンバー情報を通じて行いますので、要件にあてはまるかどうかの判定は大学ではできません。

**【世帯収入】** 所得制限なし

**【減免額】** 入学金 26 万（入学年度1回限り）  
授業料 上限 70 万/年

減免対象は、学費のうち入学金と授業料のみとなります。  
また、上限がありますので、完全に無償化される制度ではありません。

**【申込手続】** 2025 年度開始後、大学窓口にて行う

授業料等減免を受けるには、定められた期間内に各キャンパス奨学金窓口にて手続きを行う必要があります。自動的に減免される制度ではないので、ご注意ください。  
手続きの詳細について、入学予定者は入学式翌日に大学から配布される『奨学金に関する手続きスケジュール』を、在学生は3月末頃に CCS 掲示板を確認してください。

**【学業成績の要件】** 意欲があれば採用

採用された後は、支援を継続するために学業成績の基準を満たす必要があります。  
詳細は、裏面をご確認ください。

### ○2025 年度入学予定者で予約採用候補者となっている方へ

2025 年度入学予定者の予約採用候補者決定通知に、多子世帯に該当することが確認できる記載があります。多子世帯として支援を受けられる可能性がありますので、入学後に大学から配布される『奨学金に関する手続きスケジュール』を確認し、所定の手続きを行ってください。

### ○在学生在で既に国の修学支援制度の支援を受けている方へ

2025 年1月以降を目途に、JASSO において多子世帯支援を利用可能か確認する予定です。  
本件に関して、大学を通じてみなさんに案内等を行う場合がありますので、毎日 CCS を確認するなどして案内を見逃さないようにしてください。

制度の詳細については、右の QR コードより  
文部科学省の資料をご確認ください。



裏面あり

## 2025年度からの新基準

認定区分	学業基準	翌年度以降の取扱い	翌年度の奨学金の振込
廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業延期確定者(休学期間がある者は除く)が対象者。</li> <li>累積修得単位数が所属学科学年の標準修得単位数の60%以下である者。 ※詳細は下表を確認すること。</li> <li>出席率60%以下の者。</li> <li>2回連続で警告区分に該当した者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付奨学生と授業料減免の資格を失う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px;"> <p>学業成績が著しく不良である場合、当該年度に届込済の給付奨学金の全額返還および減免を受けていた授業料の追加納付が必要になる。 学業基準は以下のとおり。 ○累積修得単位数の標準修得単位数の10%以下である者 ○出席率10%以下の者</p> </div>	【なし】
停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>2回連続して警告となった場合のうち、2回目の警告の理由が「GPAが所属学科学年の下位1/4に属している者。」のみである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付奨学金の支給が1年間停止する。</li> <li>学業成績が回復しない場合は、廃止の可能性はある。</li> </ul>	
警告	<ul style="list-style-type: none"> <li>累積修得単位数が所属学科学年の標準修得単位数の70%以下である者。※詳細は下表を確認すること。</li> <li>「GPAが所属学科学年の下位1/4に属している者。」</li> <li>出席率80%以下の者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付奨学金と授業料減免を継続する。</li> <li>ただし、翌年度に学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に給付奨学金と授業料減免が停止または廃止の可能性はある。</li> </ul>	【あり】
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止、停止、警告のいずれにも該当しない者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付奨学金と授業料減免を継続する。</li> </ul>	

- ・出席率は、該当年度に履修した科目全体の平均。
- ・GPAは、該当年度の成績による。
- ・自身の累積修得単位数を要確認。
- ・基準値以下の場合はその区分に該当する。

### ◆全学科（こどもスポーツ学科および理学療法学科を除く）

学年	標準修得単位数	各区分の標準修得単位数基準	
		廃止区分 (60%以下)	警告区分 (70%以下)
1年	31単位	18単位以下	21単位以下
2年	62単位	37単位以下	43単位以下
3年	93単位	55単位以下	65単位以下

### ◆こどもスポーツ教育学科

学年	標準修得単位数	各区分の標準修得単位数基準	
		廃止区分 (60%以下)	警告区分 (70%以下)
2年	68単位	40単位以下	47単位以下
3年	102単位	61単位以下	71単位以下

### ◆理学療法学科

学年	標準修得単位数	各区分の標準修得単位数基準	
		廃止区分 (60%以下)	警告区分 (70%以下)
1年	33単位	19単位以下	23単位以下
2年	65単位	39単位以下	45単位以下
3年	97単位	58単位以下	67単位以下

ただし、次の①②に該当する場合は左記の基準とは限りません。

- ①休学期間がある者
- ②留学中または留学単位振替の認定待ちの者

『以下』はその単位数を含みます。

【問合せ先】

名古屋学院大学  
学生サポートセンター  
TEL : 052-678-4086  
※窓口対応時間  
8時45分～16時45分